

2024年度総代選出要綱

1. 総代定数並びに選挙区の確定

- (1) 総代の定数は120人とする。
- (2) 定数確定の基準は、各選挙区の2024年2月10日現在の組合員名簿登録組合員数とする。
- (3) 選挙区及び各選挙区の定数は次の通りとする。

ブロック	選挙区	組合員数	定数
宇治	① 西小倉 北小倉 南小倉 西大久保 平盛	1,330	31
	② 菟道 菟道第二 神明 槇島 北槇島 小倉 伊勢田 大久保 大開	1,170	28
	③ 宇治 三室戸 南部 岡屋 木幡 御蔵山 笠取 笠取第二	444	11
城陽	① 久世 久津川 古川	461	11
	② 深谷 寺田 寺田南 寺田西	505	13
	③ 今池 青谷 富野	201	5
久御山	久御山町	134	3
府南部	八幡市 京田辺市 木津川市 綴喜郡 相楽郡	308	8
京都市その他	京都市 区域外の地域	407	10
合計		4,960	120

2. 総代選挙管理委員会について

- (1) 選挙管理委員に、柴田いずみ・福本悦子を指名する。
- (2) 総代選出の公告は、2024年2月26日付で行う。
- (3) 立候補・推薦受付期間は、2024年4月15日（月）から5月10日（金）午後5時までとする。

3. 総代選出方法について

- (1) 総代の選挙権、被選挙権は、2024年2月10日現在の組合員名簿登録の組合員が有する。
- (2) 立候補届出用紙・推薦届出用紙は生協事務所におく。
- (3) 立候補者（推薦者を含む）が定数以内であれば全員当選者とする。
- (4) 定数を超える場合はその選挙区で選挙を行う。
- (5) 当選者が確定し次第、選挙管理委員長は当選人の氏名を理事会及び本人に速やかに通知する。
- (6) 選挙管理委員長は、当選人の氏名を公告する。

4. 総代会

- (1) 6月23日（日）午後1時30分からとする。

(2024年2月17日 第416回理事会)